

令和3年度第6回(3月)幸田町教育委員会臨時会 会議録

開会日時 令和4年3月22日(火) 午後 3時39分

閉会日時 令和4年3月22日(火) 午後 4時40分

場 所 幸田町役場 4階 401会議室

出席者 教育長 小野伸之
委員 山下英雄
委員 立花千加子
委員 伊藤秀雄
委員 壁谷昭代

説明のため出席した職員

教育部長 吉本智明、学校教育課長 安藤秀行、生涯学習課長 鴨下直史、
学校教育課学校指導担当課長 小嶋智香、学校教育課指導主事 近藤克幸、
同 本多陽子

会議録作成職員

学校教育課長補佐 近藤京子

議事事項

- 第35号 令和4年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動について
- 第36号 令和4年度学校教育展開の指針について
- 第37号 令和4年度生涯学習課事業実施計画について
- 第38号 幸田町立学校教職員衛生管理規程の制定について
- 第39号 幸田町体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について
- 第40号 幸田文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について
- 第41号 幸田町学校給食会役員の委嘱について
- 第42号 幸田町社会教育指導員の任命について
- 第43号 幸田町スポーツ推進委員の委嘱について
- 承認第12号 通学路の一部変更について

(議事の要旨等)

教育長 議事に入る前に、第35号議案 令和4年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定

により、審議を非公開とすることを発議し、賛成委員の挙手を求める。

委員 挙手（全員）
教育長 審議を非公開とすることを決定

■第35号議案

令和4年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動について（非公開）

■第36号議案

令和4年度学校教育展開の指針について

教育長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

（質疑なし）

教育長 第36号議案「令和4年度学校教育展開の指針について」の採決（挙手を求める。）

委員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第37号議案

令和4年度生涯学習課事業実施計画について

生涯学習課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

（質疑なし）

教育長 第37号議案「令和4年度生涯学習課事業実施計画について」の採決（挙手を求める）

委員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第38号議案

幸田町立学校教職員衛生管理規程の制定について

学校教育課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

（質疑なし）

教育長 第38号議案「幸田町立学校教職員衛生管理規程の制定について」の採決（挙手を求める）

委員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第39号議案

幸田町体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について

生涯学習課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可 (質疑なし)
教育長	第39号議案「幸田町体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について」の採決(挙手を求める)
委員	挙手(全員)
教育長	原案のとおり可決することを宣言

■第40号議案

幸田文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について

生涯学習課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可 (質疑なし)
教育長	第40号議案「幸田文化広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について」の採決(挙手を求める)
委員	挙手(全員)
教育長	原案のとおり可決することを宣言

■第41号議案

幸田町学校給食会役員の委嘱について

学校教育課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可
山下委員	会長はどうやって決められるのか。
学校教育課長	給食会理事会で決定します。
教育長	第41号議案「幸田町学校給食会役員の委嘱について」の採決(挙手を求める)
委員	挙手(全員)
教育長	原案のとおり可決することを宣言

■第42号議案

幸田町社会教育指導員の任命について

生涯学習課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可 (質疑なし)

教育長 第42号議案「幸田町社会教育指導員の任命について」の
採決（挙手を求める）
委員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第43号議案

幸田町スポーツ推進委員の委嘱について
生涯学習課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
(質疑なし)
教育長 第43号議案「幸田町スポーツ推進委員の委嘱について」
の採決（挙手を求める）
委員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■承認第12号議案

通学路の一部変更について
学校教育課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
(質疑なし)
教育長 承認第12号議案「通学路の一部変更について」の採決（挙
手を求める）
委員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

幸田町教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年4月5日

教育長 池田 和博

委員 立花 千加子

会議録作成職員
学校教育課課長補佐 近藤 京子